

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	頁	担 当
第1 防災組織の整備	1	市民安全課、消防本部、消防団
第2 自主防災組織における活動の推進	3	市民安全課、消防本部
第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援	4	市民安全課、福祉課、社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	5	市民安全課、教育委員会、消防本部
第5 防災訓練	8	市民安全課、教育委員会、消防本部
第6 調査・連携	10	市民安全課、消防本部

第1 防災組織の整備

1 島原市防災会議

市は、災害対策基本法第16条及び島原市防災会議条例第3条の規定に基づき、島原市防災会議を設置し、市及び関係機関相互の調整を行い、市域の特性に応じた地域防災計画の作成、見直し等を行うとともに計画の実施を推進する。

※ 資料編 4-1 島原市防災会議条例

※ 資料編 4-2 島原市防災会議委員名簿

■防災会議の所掌事務

- ① 島原市地域防災計画の作成、実施の推進
- ② 水防計画の作成、実施の推進
- ③ 市の防災に関する重要事項の審議等

2 島原市災害対策本部

市は、地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、災害時職員初動マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図る。

また、関係各対策部等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等に基づき、職員に周知徹底する。

この際、各種災害に対して防災行動計画（タイムライン）を策定し、職員等の対応行動を容易にして被害の最小化を図る。

※ 資料編 3-3 防災行動計画（タイムライン）

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

3 消防団

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

■消防団の育成・強化

【消防団の能力活用】

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づく

りを進める。

【消防団への加入促進】

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

※ 資料編 4-4 島原市消防団設置条例

※ 資料編 4-5 島原市消防団の定員、任免、職務等に関する条例

※ 資料編 4-6 島原市消防団の組織等に関する規則

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る必要な組織体制の整備・改善・充実を図る。

5 自主防災組織

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織を編成し、平常時の活動の中から災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

市は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、地域住民が的確に行動し被害を防止・軽減することができるよう、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防本部と連携しながら、男女共同参画の視点にたち、自主防災組織を育成・強化する。

市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

6 事業所

(1) 事業所での自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行う。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行う。また、市、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討する。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は、県及び市からのアドバイス等の支援を受け、事業継続計画（BCP）の作成に努める。

第2 自主防災組織における活動の推進

市は、町内会自治会等を単位として自主防災組織を育成するため、指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、企画の段階から多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画や女性リーダーの育成を促進する。

また、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるよう、平常時から地域内の安全点検や市民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施する等、災害に対する備えを推進する。

さらに、災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。

1 自主防災組織の育成・支援

市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発を行う。

■自主防災組織の活動内容

【平常時】

- 防災に関する知識の普及
- 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- 家庭内の防災に関する話し合い
- 各地域における避難所、避難経路の確認
- 飲料水、食糧、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- 各地域の避難行動要支援者及び避難支援の方法の確認

【災害時】

- 災害情報の正確な把握
- 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- 火災予防措置及び初期消火の実施
- 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
- 初期の救出、救助
- 適切な避難
- 自力による生活手段の確保
- 地域の指定避難所の開設・運営の支援

2 育成強化対策

市は、市域における自主防災組織の育成を促進し、併せて自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。そのため、市は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

また、市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

自主防災組織は、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校、公民館、事業所、コミュニティ組織と平素から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

■地域防災リーダーの育成

- 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成にあたる等、効果的な育成方法を検討・実施する。
- 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

3 地区防災計画

- (1) 自主防災組織等の地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならないものとする。
- (2) 市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織間の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の事業所は、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、事業所内の自主防災体制を整備・充実させる。また、地域の住民、自主防災組織等と連携を図り、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める等、地域の安全の確保に積極的に努める。

物資や資材、役務等を提供する事業者は、国や市が実施する防災に関する施策への協力に努める。

事業所は豪雨や暴風など屋外移動が困難な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員がいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援

被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。市は日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等及び関係各課と連携し、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

また、災害時にボランティアが円滑かつ効果的に活動できるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市ボランティアセンターとの役割分担をあらかじめ定めておく。

1 ボランティア活動の普及・啓発

市は、市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○ 被災者家屋等の清掃活動 ○ 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○ 指定避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食糧等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障がい者等の介護補助 ○ 被災者の話し相手、励まし ○ その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)	○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災宅地の応急危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障がい者等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

市は、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、男女共同参画の視点にたった研修会や講習会を通じて、地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。

3 災害ボランティアの受け入れ体制及び活動環境の整備

市は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティアが円滑かつ効果的に活動できるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市ボランティアセンターとの役割分担をあらかじめ定めておく。

第4 防災知識の普及

防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努める。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 市職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、男女共同参画の視点等を取り入れた防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各対策部の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

なお、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の活用、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

■防災教育の方法及び内容

方 法	○ 研修会、講習会、講演会等の実施 ○ 見学、現地調査等の実施 ○ 手引書等の資料作成・配布
内 容	○ 災害に関する基礎知識 ▽ 災害種別毎の特性・発生原因 ▽ 気象情報 ▽ 過去の主要な被害事例 ▽ 本市の災害特性・地域別危険度等 ○ 本市地域防災計画の概要 ○ 防災関係法令に関する知識 ○ 職員として果たすべき役割（任務分担） ○ 男女共同参画の視点からの災害対応 ○ 災害時の活動要領 ▽ 職員の動員体制 ▽ 情報収集伝達要領 ▽ 無線取扱要領等 ○ 応急手当

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 市は、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、市民に対し、正しい知識の普及、啓発を図る。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、要配慮者への対応や災害時の男女のニーズの違い等にも留意したわかりやすい広報資料を作成する。

■防災知識の普及啓発の方法及び内容

方 法	○ ラジオ、テレビ又は新聞、広報誌、インターネットによる普及 ○ 広報車の巡回及び映画、スライド等による普及 ○ その他講習会、専門家の派遣等による普及
重点内容	○ 防災気象知識及び危険物に関する知識 ○ 地域防災計画の概要 ○ 災害予防措置（火災予防の心得、台風襲来時の家屋の保全方法、雨期への備え、地震・津波の心得、農作物の災害予防事前措置、船舶等の避難措置、その他） ○ 災害応急措置（災害対策の組織・編成・分掌事務、災害の調査及び報告の要領・連絡方法、防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等） ○ 災害時の心得（災害情報の聴取並びに聴取方法、停電時の照明、非常食糧・見

	廻り品等の整備及び貴重品の始末、屋根・雨戸等の補強、排水溝の整備、避難に関わる用語の意味と内容、避難の方法・場所・時期の周知方法、火気の始末) ○ その他災害の態様に応じてとるべき手段・方法等
--	---

- (2) 眉山崩壊及び溶岩ドーム崩壊等特殊な大規模土砂災害等における住民への防災知識の普及活動においては、専門的な知識を有する県や国土交通省雲仙復興事務所へ協力を要請し、出前講座等を開催する。

3 児童・生徒に対する防災教育及び防災体制の充実

市は、関係機関と連携して、園児・児童・生徒等に対する適切な防災教育を推進するとともに、学校等における防災体制の充実を推進する。

避難、災害時の危険性及び行動については、園児・児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。また、日常の教育活動を通じて、児童・生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

■学校等における防災教育の内容

機会となる教育行事等	○ 防災専門家、災害体験者の講演 ○ 消防署等の見学会 ○ 防災訓練 ○ 学習指導要領に基づく各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動
指導内容	○ 自然災害発生のしくみ、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実 ○ 先進事例や地域の特性を踏まえた防災学習指導の充実 ○ 日頃から、身の回りに潜む危険性（災害危険箇所等）を認識し、回避する能力の育成 ○ 災害時に、想定にとらわれず自らの命を守り抜く正しい行動をとるための体験的な活動（避難訓練等）の実施 ○ ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

■学校等における防災体制の充実

○ 校長を中心とした防災検討会の設置 ○ 教職員研修の充実（応急手当、初期消火、災害時のとるべき措置） ○ 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実 ○ 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築
--

4 社会教育における防災知識の普及

市は、社会教育において、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて男女共同参画の視点に基づいた防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

5 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者※（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。特に、浸水経路や浸水形態の把握を行い、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレ

ットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の方法保安方法等を周知する。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない（災害対策基本法第48条）。

6 防災知識の普及に際しての留意点

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。また、夜間等様々な条件を考慮した定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等に配慮し、多様な市民が自主的に考え、参画・体験できる機会を設ける等、十分配慮するよう努める。

第5 防災訓練

市は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制に万全を期するため、様々な訓練での課題等を整理し、より広域的な総合防災訓練として、消防団、消防本部、近隣市町、国、県、警察署、自衛隊、水防協力団体、非常通信協議会等の防災関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、さらには自主防災組織、ボランティア組織等の団体、一般市民・企業等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。

なお、実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、広域合同訓練や市町相互の応援協定に基づく広域合同訓練の実施についても考慮する。

■総合防災訓練の種目

- | | |
|---------------|------------------|
| ○ 非常無線通信訓練 | ○ 救護訓練 |
| ○ 水防団の水防工法訓練 | ○ 漂流者発見訓練 |
| ○ 赤十字奉仕団の炊出訓練 | ○ 航空機による偵察及び救助訓練 |
| ○ 避難訓練 | ○ 艦艇による救助物資輸送訓練 |
| ○ 救出訓練 | ○ 自衛隊による架橋及び輸送訓練 |

2 個別訓練

(1) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

(2) 避難救助訓練

市は、消防本部、警察等の防災関係機関と連携し、避難指示等の発令、指定避難所等の開設、避難誘導等を円滑に行うため、市民参加のもとで避難救助訓練を実施する。

(3) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。機器等の不備により、迅速な遂行が困難になることが判明した場合は、点検・整備を行う。

(4) 消防訓練

消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(5) 職員の訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

3 自主防災組織等の訓練

市は、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

特に、津波浸水のおそれのある地域では、各地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を実施する。

■防災訓練の種類

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 情報の収集及び伝達の訓練 | ☐ 出火防止及び初期消火の訓練 |
| ☐ 避難訓練 | ☐ 救出及び救護の訓練 |
| ☐ 炊き出し訓練 | |

4 施設・事業所等の訓練

保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。特に、学校長等は、児童・生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努める。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

5 防災訓練に際しての留意点

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、訓練の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

6 訓練の検証

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第6 調査・連携

市は、防災対策を有効なものとするために、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、消防本部、国、県、近隣市町及び関係機関との情報交換等広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 男女別統計の整備

男女共同参画の視点を反映した防災施策を推進するため、男女が置かれている状況を客観的に把握できる男女別統計の整備に努める。

3 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等の単位で防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用できるよう検討する。

4 近隣市町との情報交換、連携

近隣市町と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

5 関係機関等との情報交換

国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

6 災害記録の蓄積と公開（災害教訓の伝承）

消防本部、防災関係機関と協力し、過去に起こった大災害等の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、市内の災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧、情報発信、共有できるよう災害に関する各種情報の公開を行う。

また、住民、自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努めるとともに、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	頁	担 当
第1 都市構造の防災化	11	都市整備課、道路課
第2 建築物の安全化	12	都市整備課、教育委員会、関係機関
第3 文化財災害予防対策の推進	13	社会教育課、消防本部、消防団
第4 ライフライン施設等の安全対策	13	水道課、関係機関
第5 交通施設の整備・安全化	15	道路課、施設管理者
第6 水害予防対策の推進	16	耕地水産課、道路課、関係各課、消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害予防対策の推進	18	市民安全課、都市整備課、関係機関
第8 津波災害予防対策推進	21	市民安全課、関係機関
第9 雲仙岳火山防災対策の推進	22	市民安全課、関係機関
第10 眉山対策の推進	22	市民安全課、都市整備課、関係各課、関係機関
第11 溶岩ドーム崩壊対策の推進	23	市民安全課、関係機関
第12 液状化対策の推進	23	市民安全課、関係機関
第13 火災予防対策の推進	23	市民安全課、消防本部、消防団
第14 危険物等予防対策の推進	25	市民安全課、関係機関
第15 原子力災害への対応	30	市民安全課、関係機関

第1 都市構造の防災化

市は、災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進する。

- ① 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進する。
- ② 避難経路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保する。
- ③ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として整備する。
- ④ 防火地域等の活用を図るとともに、避難地、避難経路、延焼遮断帯等都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を図る。
- ⑤ 再生可能エネルギー等推進基金事業(グリーンニューディール基金事業)として地震や台風による大規模災害に備え、指定避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を積極的に推進する。

また、市は、大規模な盛土造成地や古い石垣等について、危険箇所の調査や対策等を検討する

とともに、建築確認時における情報提供や注意喚起を行う。

第2 建築物の安全化

市は、災害による被害軽減のため、防災関係機関と協力して、公共施設の耐震化、不燃化を促進するとともに、本計画や耐震改修促進法の適正な運用を図り、必要な情報・知識の普及啓発を行うとともに、耐震化、不燃化に取り組みやすい環境の整備に努める。

また、建築物の地震防災に関する基本事項として「島原市耐震改修推進計画」に基づき、市民が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修等により耐震化を進める。

1 建築物の不燃化・耐震化

市は、建築基準法及び消防法の規定に基づき、建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。特に、公営住宅、学校、病院等の公共建築物の建設にあたっては、その建築物耐力の増強に努める。

(1) 特殊建築物

■特殊建築物

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため、建築基準法第12条に基づく建築物の指定を行い、保安状況の定期調査報告を求め、安全な維持管理を推進する。

特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

また、県と協力し、建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い、建築物及び人命等の事前防災を図る。

(2) 教育施設

施設管理者は、老朽危険校舎の改築促進に努力するとともに、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。早急に改築困難な施設は、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

学校を新設する時は、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れ等の自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

学校施設の建築（改築、改造を含む）にあたっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。

浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

2 災害対策本部の施設及び主要な指定避難所の強化

長崎県再生可能エネルギー等の導入推進基金事業により、本部機能及び主要な指定避難所（公民館等）に対し、情報収集及び通信機能維持のための発電機等の設置等を逐次強化する。

第3 文化財災害予防対策の推進

市は、消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した防火訓練の実施等の広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

文化財所有者・管理者は、防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

また、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、防火管理体制の徹底を図る。

特に、消防本部との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

3 防火施設等の整備推進

文化財所有者・管理者は、文化財保管設備の設置、耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図るとともに、消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進、警報設備その他の防護設備の整備を図る。

4 文化財の破損防止

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

第4 ライフライン施設等の安全対策

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

市及び水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、取水、導水、浄水、送水、配水等の施設巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

＊ 資料編 2－2 水道施設

2 電力施設

電気事業者は、突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○ 風・水害対策、雷対策、震災対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

3 電話通信施設

電話通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図るため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

市は、その他電話通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■電話通信施設の災害予防対策

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○ 電気通信設備等の高信頼化 | ○ 災害対策用機器及び車両の配備 |
| ○ 電気通信システムの高信頼化 | ○ 災害対策用資機材の確保と整備 |
| ○ 災害時措置計画 | ○ 防災訓練の実施 |
| ○ 通信の利用制限 | ○ 防災に関する防災関係機関との協調 |

4 ガス施設

ガス事業者は、地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

市は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

第5 交通施設の整備・安全化

道路管理者は、災害時の緊急輸送路ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備及び安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。整備・安全化の検討にあたっては、緊急輸送路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水等で道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。そのため、道路が被災し不通になった時は、市域が分断され、大きな障害が発生する。

従って、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

■市域の主な幹線道路

一般国道	57号、251号
主要地方道	愛野島原線、島原深江線、島原中央線
一般県道	島原湊停車場線、野田島原線、千本木島原港線、礪石原松尾町停車場線

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）に位置づけられた道路については、その耐震性、安全性の強化を県に要請する。

(4) 拠点の整備検討

市は、大規模災害時における道路の早期啓開の拠点となり得る拠点を選定し、必要な機能の整備を検討する。

2 橋梁の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作者等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備する。

4 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第6 水害予防対策の推進

1 河川・海岸・ため池施設等の安全対策

市は、関係機関、施設管理者と協力し、河川施設、海岸施設及びため池施設について、以下のとおり、水害予防対策を推進する。

また、災害防止事業の実施時には、周辺の環境や景観への影響の低減・回避にも配慮する。

※ 資料編 1-4 重要水防箇所（河川・海岸）

※ 資料編 1-5 災害発生危険区域

(1) 河川施設

国・県等施設管理者に、地震の発生に際しての河川施設の被害の想定、耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を要請し、その推進に協力する。

(2) 海岸施設

国・県等施設管理者は、高潮、地震に備えて堤防・護岸の整備を推進するとともに、人口の集中した後背地を持つ海岸・港湾・漁港に関して、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防・護岸の新設、嵩上げ、補強、防潮水門の設置等を実施する。

漁港海岸については、高潮被害から国土の保全と民生施設の安全を図るため、引き続き必要箇所の護岸の改良を図り背後の防災に努める。

特に、眉山の4溪・5溪が集水する二級河川・白水川の下流部にある船津地区は、近年、大潮・満潮時において道路冠水や床下浸水が著しく、大潮・満潮時に台風が接近し、それに伴う気圧の低下と暴風による高潮が併発された状況下で大雨が重なった場合、重大な浸水被害が懸念される。

そのため、地域全体の土地の嵩上げ等に関して、関係機関や地元住民と協議の上、対策を推進する。

(3) ため池施設

市は、国により平成30年7月の豪雨災害を受けて防災重点ため池の選定要件が変更され、これに基づき、5カ所を新たに追加し、現在10カ所を防災重点ため池として指定している。

また、防災重点ため池を始めその他の既存のため池についても引き続き、施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう堤体、余水吐、樋管等、諸施設を整備する。

※ 資料編 1-13 ため池

2 水防体制の強化

市及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町内会自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

■水防体制の強化事項

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防に係る研修、訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

3 浸水想定区域等における避難確保のための措置

(1) 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域)の指定

① 洪水浸水想定区域の指定

水防法第14条の規定に基づき、国土交通大臣又は、県知事は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

② 雨水出水浸水想定区域

県知事又は市長は、指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

③ 高潮浸水想定区域

県知事は、指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

(2) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を以下「要配慮者利用施設」という。）に対する周知

市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合は、地域防災計画に洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域及び高潮浸水想定区域ごとに、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

＊ 資料編 資料第2-17 浸水区域内の要配慮者利用施設

(3) 要配慮者利用施設における管理者等の責務

① 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

上記において地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練(避難の確保を図るための訓練)その他の措置に関する計画(避難確保計画)を作成しなければならない。

② 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

③ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

④ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(4) 避難確保計画に含ませる事項

① 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

② 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

③ 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設整備に関する事項

④ 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

⑤ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関し、次に掲げる事項

ア 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(5) 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を市広報紙、ハザードマップ及び浸水関連標識等により周知する。

4 平常時の巡視

市、消防本部及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を求める。

第7 土砂災害予防対策の推進

市、県及びその他防災関係機関は、地震及び風水害並びに雲仙普賢岳噴火災害時に流出・堆積物等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観への影響の回避・低減も配慮する。

1 危険区域の指定、整備

(1) 土砂災害危険箇所

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

- ※ 資料編 1-6 砂防指定地
- ※ 資料編 1-7 土石流危険溪流
- ※ 資料編 1-8 急傾斜地崩壊危険箇所
- ※ 資料編 1-9 林務危険地区（山腹崩壊）
- ※ 資料編 1-10 林務危険地区（崩壊土砂流出）
- ※ 資料編 1-11 林務危険地区（溪岸侵食）

(2) 山地災害危険地区

山地における地形や地質、植生状況等の条件により統計的に状態を評価し、崩壊や土砂流出の危険が高い箇所のうち人家や道路など保全対象の影響が大きい地区に対し、防災対策を推進する。

- ※ 資料編 1-12 山地災害危険地区

2 土砂災害警戒区域における避難確保のための措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

① 土砂災害警戒区域の指定

土砂災害防止法第7条により、県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

② 土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止法第9条により、県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対する周知

警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、地域防災計画に、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるものとする。

- * 資料編 2-18 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(3) 要配慮者利用施設における管理者等の責務

- ① 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- ② 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(4) 避難確保計画に含ませる事項

- ① 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- ② 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ③ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(5) 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を市広報紙、ハザードマップ及び浸水関連標識等により周知する。

3 宅地防災対策

市は、宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性がある場合、県と協力し、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法（参考）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

4 ソフト対策等の推進

市は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- ハザードマップ等による土砂災害警戒区域等の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

5 噴火災害時に流出・堆積した土石流対策

(1) 治山事業

治山施設の整備など森林復元への取り組みを進め、土石流の発生源対策に努める。

(2) 砂防事業

水無川流域では、引き続き、水無川上流砂防設備の工事を推進する。

6 関係機関との連携要領

市は、島原半島において溶岩ドーム崩壊を含む土砂災害等が発生又は発生する恐れがある場合は、「土砂災害等の対応に係わる連携要領」に基づき、国土交通省九州地方整備局、長崎河川国道事務所、雲仙砂防管理センターや長崎県及び雲仙市、南島原市等との連携を綿密にして対応にあたるものとする。 * 資料編 16 土砂災害等の対応に係わる連携要領

第8 津波災害対策の推進

1 津波災害警戒区域における避難確保のための措置

(1) 津波災害警戒区域等の指定

① 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくり法第53条に基づき県知事は、基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

② 津波災害特別警戒区域の指定

津波防災地域づくり法第72条に基づき県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 津波災害警戒区域等内にある避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）に対する周知

警戒区域内に、避難促進施設がある場合は、地域防災計画に、当該避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。

* 資料編 資料第2-19 津波災害警戒区域内の避難促進施設

(3) 避難促進施設における管理者等の責務

① 地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

② 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

(4) 避難確保計画に含ませる事項

① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項

③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

④ その他避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(5) 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を市広報紙、ハザードマップ及び浸水関連標識等により周知する。

第9 雲仙岳火山防災対策の推進

1 雲仙岳火山防災協議会の推進

市は、県、近隣市、関係機関及び火山専門家で構成する「雲仙岳火山防災協議会」を推進して連携の強化を図り、「火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予・警報の発令及び伝達に関する事項」、「噴火警報に対応した住民等が避難行動（入山規制、避難準備、避難等）をとるための避難指示等の発令」及び「噴火警戒レベルに対応した避難行動をとるための具体的な避難措置要領」並びに「避難訓練に関する事項」等の整備を推進する。

※ 資料編 5-3 雲仙岳火山防災協議会規約

2 火山災害時における避難確保のための措置

(1) 地域防災計画に定めるべき事項

警戒地域内に避難促進施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合は、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

＊資料編 2-20 火山災害時の警戒地域内の避難促進施設

(2) 避難促進施設の所有者又は管理者の義務

ア 管理者等は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成しなければならない。

イ 管理者等は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

ウ 管理者等は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

第10 眉山対策の推進

本市の中央にそびえる標高 818.7mの眉山は日々崩壊を続け、白水川、新湊川をはじめ大手川、北川、鮎川等に崩壊土砂を流下し、昭和 32 年 7 月災害時には市街地及び耕地に多大な被害を与えた。その後も集中豪雨や地震等による山地崩壊は著しく、「日本三大難山の一つ」と言われるほど、治山事業の難所となっている。

平成 16 年度からは、森林整備保全事業計画に基づき事業を推進しており、市は国・県等の関係機関と連携して、以下に示す方針に基づき対策を実施する。

■眉山治山事業方針

- 眉山0溪～7溪の各溪流における崩壊脚部の固定を図り、崩壊地の拡大と土砂の流出を防備する。
- 扇状地における土石流の発生を防止する。
- 各溪流の流路を計画的に下流の分水路へ誘導する。
- 森林の保全機能を維持増進する。
- 事業の円滑な実施を図るため長崎県、島原市をはじめ関係機関との緊密な連携を図る。

（普賢岳と眉山の治山： 林野庁 九州森林管理局 長崎森林管理署）

第11 溶岩ドーム崩壊対策の推進

市は、国土交通省長崎河川国道事務所雲仙砂防管理センターをはじめとする関係機関との連携を図り、溶岩ドーム崩壊に関する観測や防災対策の情報交換、市民や登山者・観光客等に対する避難等の情報提供等の防災対応に関する検討を行う。また、関係機関と連携し、溶岩ドーム崩壊による被害を防止又は軽減するため、情報の伝達体制の整備を推進する。

第12 液状化対策の推進

市及び県は、戸建て住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携し、以下のような項目について、知識の普及と啓発を行う。

また、液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行うとともに、埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

■液状化対策の啓発

- 建築主等の自己責任であること
- 液状化の仕組み等の知識
- 地盤調査や対策工事の手法
- 地震保険制度等

第13 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防長は、消防本部に対し、火災予防のため、次のとおり市民、事業所等に対し予防対策の推進を要請する。

○ 火災予防運動

毎年春秋の2回一斉に火災予防運動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報、初期消火の方法等を啓発する。

① 広 報

ケーブルテレビ、防災行政無線、広報車等を活用して予防広報を徹底する。

② 防火対象物の安全強化

不特定多数の人が出入りする防火対象物に対する重点的な火災予防の強化推進を図る。

③ 林野火災の防止

山火事防止のため、入山者の主要入山路、休憩所等の目立つ場所に標識等を設置して防災意識を喚起し、林野火災の防止を図る。

④ 車両火災の防止

車両火災の防止のため、運輸関係機関に対して査察を実施し、指導を図る。

⑤ その他

火災予防の行事計画に基づく重点事項に関し、啓発運動を行う。

2 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

3 消防設備並びに防火管理

(1) 防火管理者制度の充実

防火管理講習会の開催により、防火管理資格者を養成するとともに、選任されている防火管理者に対して、消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の充実を図る。

(2) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セーフティマークの取得）の取組みを推進する。

(3) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(5) 住宅防火対策の推進

市は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅用防災機器の設置・普及促進に努めるとともに、市民に対し、火災予防運動をはじめ、以下に示す住宅防火対策を推進する。

(6) 表示制度の推進

ホテル・旅館等対象施設の関係者の消防法令及び建築基準法令に対する認識を高め、表示基準適合（表示マークの取得）の取組みを推進する。

■住宅防火対策

- 住宅用火災警報器の設置率の向上
- 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係わる予防策の調和
- 防災品の普及促進
- 火気設備及び器具の安全使用のための予防上の啓発
- 消防団婦人消火クラブ、自主防災組織等と連携した防火意識の啓発活動の推進
- 一人暮らし高齢者家庭等の査察を実施し、火災予防と避難安全対策の推進

4 消防力の強化

市、消防団、消防本部は、火災防止のため、次のとおり消防力の強化を推進する。

■消防力の強化

- 資機材等の整備及び点検
- 消防訓練の徹底と消防技術の向上
- 消防団の強化
- 市町相互の応援体制の強化
- 一般市民の協力体制の強化促進
- 通信機等の取扱い指導強化
- 消防水利の整備
- 自主防災組織の育成指導

5 林野火災予防

市は、消防本部、消防団及び関係機関と連携し、次のとおり林野火災の予防対策を推進する。

(1) 監視体制の強化

林野火災の発生のおそれがある時は、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

① 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認める時は、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、防災行政無線等を通じ周知徹底を図る。

② たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、必要に応じ期限を限って、一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

(2) 予防施設、資機材等の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

(3) 防火思想の普及

林野火災防止のために、火災の危険が大きい地区について、森林国営保険事業等により標板等を設置し、林野火災防止の注意を喚起する。

第14 危険物等予防対策の推進

1 危険物の災害予防対策

危険物の範囲

危険物とは、消防法別表第1の品名欄にあげる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものであるが、本市における貯蔵取扱いの実態は第4類(石油類)が99%を占めている。

(1) 危険物災害予防対策

- ① 危険物施設の立ち入り検査等を実施し、所有者等に対し、その維持、保安全管理について指導を行う。
- ② 危険物大量消費工場、製造所等の規制の適正化指導を行う。

(2) 危険物火災予防対策

- ① 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- ② 危険物取扱者に対し、保安教育の徹底を図る。

(3) 危険物輸送対策

- ① タンクローリー、ドラム缶運搬車両の立ち入り検査を実施し、車両の保安全管理、運搬基準の励行につき指導取締りを行う。
- ② 車両火災、交通事故予防のため県警機関と連携をとり、運行管理、労務管理指導を行う。

(4) 特殊火災対策

- ① 大量石油基地貯蔵施設や荷役施設の立ち入り検査を行わせ、消火薬剤の備蓄等について推進を図る。
- ② 消火薬剤の緊急輸送対策として消防機関、関係事業所等における消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他科学消防設備の実態を把握し、石油基火災発生時の緊急輸送体制の確立を図る。

2 火薬類の災害予防対策

(1) 火薬類の範囲

- ① 火薬－黒色火薬、無煙火薬、その他
- ② 爆薬－雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他
- ③ 火工品－工業、電気・銃用及び信号雷管、実包、信管、導火線、煙火、その他
- ④ がん具煙火

(2) 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

- ① 保安教育計画の策定（法第29条、施行規則第67条の2－7）
製造業者、販売業者及び県知事が指定する消費事業者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。
- ② 保安責任者の職務（法第30条、32条、施行規則第68条～第70条の6）
製造業者は製造保安責任者を、火薬の所有者や火薬類の大口消費者は取扱い保安責任者をそれぞれ選任し、同責任者は、製造、貯蔵、消費に係わる保安職務を適切に実施し、あるいは監督する。
- ③ 保安検査の実施（法第35条）
県知事又は指定保安検査機関は、火薬類の爆発その他災害が発生する恐れがある製造施設及び火薬庫について、製造、貯蔵の技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行う。
- ④ 立ち入り検査等の実施（法第43条）
経済産業大臣及び県知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官にそれぞれ立入検査等を行わせ、火薬類の保管、管理、消費等の状況を検査する。

- ⑤ 定期自主検査の実施（法第35条の2、施行規則第67条8～11）
製造業者又は、火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設又は火薬庫について、定期に年2回以上自主検査を実施する。
- ⑥ 危害予防規程の設定（法28条）
製造業者は、保安の確保のための組織及び方法に関する危害予防規程を定め、同規程を遵守する。

3 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスの範囲（法2条、施行令2条）

- ① ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス。
- ② 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。
- ③ 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス。
- ④ ア、イ、ウに掲げるものを除く外、温度35℃において圧力0パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル及び液化酸化エチレン。

(2) 災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、保安に関する自主的活動の促進を図り高圧ガスによる災害の防止に努める。

① 危害予防規程の作成、届出（法26条）

第1種製造者（法5条第1項）は、危害予防規程を作成し、県知事に届け出るとともに、同規程の遵守を図る。

② 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（第27条）

ア 第1種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

イ 高圧ガス保安協会は、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画の基準書を定め、保安教育実施の基準となる事項を作成する。

ウ 第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を実施する。

③ 保安統括者等の選任（法27条の2～28条、液化石油ガス法19条）

高圧ガスの製造事業者や販売事業者などは、災害を防止し、保安業務を適切に行うために、次の保安統括者等を選任する。

種 別	選任及び任務	届出先
保安統括者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を統括管理する。	知 事
保安技術管理者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安統括者を補佐、保安に関する技術的な事項を管理する。	〃
保安係員	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安に関する技術的事項を管理する。	〃
保安主任者	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安技術管理者を補佐、保安係員を指揮する。	〃
保安企画推進員	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、危害予防規程の立案等を行う。	〃
販売主任者	販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガス消費者が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
業務主任者	一般消費者用向けLPガス販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	知事又は大臣

④ 保安検査の実施（法 35 条）

知事又は、高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設で高圧ガス設備、高圧ガスの配管、機器等について製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を実施する。

⑤ 定期自主検査の実施（法 35 条の 2）

第1種製造者又は特定高圧ガス消費者は、法で定められた製造又は、消費のための施設について、年1回以上定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存する。

⑥ 立入検査の実施（法 62 条）

ア 県職員の行う検査

公共の安全の維持又は災害発生の防止のために、高圧ガスの製造、保管、消費施設等への立ち入り検査を実施する。

イ 警察官の行う検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは高圧ガスの製造・販売若しくは消費する場所又は第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

⑦ 消費設備等の調査（液化石油ガス法 27 条）

LPガス販売事業者及び認定保安機関は、一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査し、不備があれば遅滞なく、その旨を通知する。

⑧ 基準適合命令（液化石油ガス法 35 条の 5）

県知事は、一般消費者のLPガス消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造又は移転することを命ずることができる。

⑨ 移動時の措置（法 23 条）

高圧ガスの運搬、輸送時の事故に共同して対処するため、第1種製造者等は、防災協議会を組織し、現場支援のための防災事業所の指定を行う。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水等により非常災害が予測される箇所については、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

① 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

② 水害対策

ア 送電設備

(ア) 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こる恐れのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

(イ) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記の防水対策 不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造又は防水壁等を組み合わせて対処する。

③ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

イ 変電設備

活線がいし洗浄設備により、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩用がいしの採用や機器の密閉化による碍子レス化等の対策を実施して塩害防止に努める。

ウ 配電設備

耐塩形がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

④ 雪害対策

ア 送電設備

鉄塔にはオフセット（上中下腕金の隔差）を採用し、電線への着雪防止対策を行うなどにより、災害の防止に努める。

イ 配線設備

配電線の太線化、縁通し線の支線外資増加、支線の強化等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

⑤ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

⑥ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス取締法等に基づき設備ごとに所要の対策を講ずる。

⑦ 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

⑧ 地震対策

ア 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

イ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

ウ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

機器の耐震設計は、地震動時に傾斜・倒壊しないよう機械的強度をもった設計とする。

5 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と指導を行う。
- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第15 原子力災害への対応

市及び防災関係機関は、広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、放射能等の観測体制を確立するとともに、広域避難の受入れ体制を整備する。

1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

市は、放射線災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

■原子力災害時の情報収集伝達体制の構築

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築
(情報の収集・連絡要員の指定等)
- 放射性同位元素に係る施設の設置者等との連絡体制の構築
- 被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
- 自主防災組織や市ホームページ等を活用した市民への情報連絡体制の構築
- 市民相談窓口の設置

2 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

市は、平時から、国、県、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図り、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築する。

3 放射能等に関する知識等の普及啓発

市は、放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及啓発を継続的に行う。

また、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させる。

■放射線等に関する知識等の普及啓発に関する事項

- 放射性物質、放射線の特性
- 原子力施設の概要、原子力災害、その特性
- 放射線による健康への影響、放射線防護
- 緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難
- 放射性物質による汚染とその除去、処理

■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- その他緊急時対応に関すること

4 広域避難者の受入れ体制の整備

原子力災害時に発生する広域避難者の受入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

- 管理者の同意に基づく広域的な受入れ指定避難所としての学校や公民館等の指定
- 上記の指定避難所を対象とした市民への周知徹底

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項 目	頁	担 当
第1 情報の収集伝達体制の整備	32	市民安全課、総務課、消防本部、消防団
第2 広報体制の整備	36	市民安全課、福祉課、政策企画課
第3 広域応援体制の整備	37	市民安全課、消防本部
第4 災害救助法等の運用体制の整備	38	市民安全課
第5 二次災害の防止体制の整備	38	都市整備課
第6 避難体制の整備	39	市民安全課、教育委員会、消防本部、消防団
第7 要配慮者等安全確保対策	43	市民安全課、福祉課、こども課、保険健康課、教育委員会、しまばら観光課
第8 帰宅困難者支援体制の整備	48	市民安全課、教育委員会
第9 救出救助体制の整備	48	保険健康課、消防本部、消防団
第10 医療救護体制の整備	49	保険健康課、消防本部
第11 交通・輸送体制の整備	50	市民安全課、契約管財課、都市整備課、政策企画課、福祉課、道路課
第12 防災施設・資機材等の整備・充実	51	市民安全課、関係各課
第13 物資等の調達、供給体制の整備	53	市民安全課、水道課、保険健康課
第14 住宅の確保体制の整備	55	都市整備課
第15 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の整備	56	環境課
第16 保健衛生・防疫体制の整備	57	環境課、保険健康課
第17 業務継続計画の整備	57	市民安全課、関係各課
第18 複合災害予防計画	57	市民安全課
第19 災害復旧・復興への備え	58	市民安全課、関係各課

第1 情報の収集伝達体制の整備

市は、災害時における情報伝達を確保するため、次のとおり通信施設、連絡体制、被害情報等の収集管理体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため消防本部と連携し防災行政無線の運用体制の確立を図る。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の指定緊急避難場所・指定避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化を図る。

(3) 各種防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、ケーブルテレビの活用を含めた防災情報システムの整備及び充実を図る。

また、長崎県電子国土総合防災 GIS を災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータを整備する。

さらに、観光客等への情報提供のために、今後導入が予定される災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（iBeacon とスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）の活用を図る。

(4) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(5) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

2 通信連絡体制の整備

市及び消防団は、災害時に多様・多重な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できない時、又は使用が困難になった時に対応するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、長崎地区非常通信連絡会は、構成機関の無線施設による非常無線通信活動の中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

■非常通信体制

内容等	○ 人命の救助に関するもの ○ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの ○ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令 ○ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ○ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ○ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの ○ 遭難者の救護に関するもの ○ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ○ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊、又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ○ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの ○ 救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工、又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの なお、上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。 ○ 無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱う。なお、頼信する際には「非常」の表示をして差出す。 ・ 官庁（公共企業を含む）及び地方自治体 ・ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ・ 日本赤十字社 ・ 全国都市消防長会 ・ 電力会社 ・ 地方鉄道会社 ・ 報道機関 なお、無線局の免許人において、上記各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。
-----	---

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生した時、又はそのおそれがある時を想定し、住民・観光客等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 被害情報等の収集管理体制の整備

市、消防団は、自然災害による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報の収集伝達方法の多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立を推進する。

また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

■現地情報収集体制

市	ライブカメラの増設	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの増設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラを導入
消防団	災害時情報収集専門団員の指定	○ 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時に情報収集にあたる団員を情報収集専門団員として指定し、災害時の情報収集体制の整備を推進する。 ※ 災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線送受信機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線送受信機の配備を充実させるとともに、混線しないよう無線機の使用ルールを設定する。
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器を整備する。

4 情報の共有・伝達体制の強化

市は、防災関係機関と協力し、特に初動期における人命の安全確保を目的として、各種の意思決定に反映させるため、要救出現場数、出火件数、被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）、二次災害危険箇所の情報を収集する。

また、これらの情報を効果的に収集管理するため、参集職員からの被害情報の集約体制、市民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制、関係職員・関係機関間における情報の共有化のための体制等の整備を図る。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○ 災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○ 市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を取り決め、迅速な伝達に努めて情報の共有化を図る。
市から住民への伝達	○ 職員による放送例文の作成及び情報の共有を図り、伝達体制の整備を図る。 ○ 通信事業者等が行う被災者の安否情報を始めとした、防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図られるように普及啓発に努める。
放送マニュアル等の充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利 用	○ 道路や街角に（異動）電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

第2 広報体制の整備

市は、災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 関係機関の広報計画との連携

各関係機関が定めた災害時の広報計画との密接な連携を図り、円滑な広報にあたる。

(2) 運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

- 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 地域住民（要配慮者・避難行動要支援者）の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートが多ルート化（広報車、防災行政無線、J-ALERT、テレビ・ラジオ、携帯電話、メール、ホームページ、ソーシャルメディア、ワンセグ等）

(3) 情報伝達手段の整備

被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線（個別受信機を含む）の充実強化を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様かつ多重な手段の整備を図る。

(4) 情報提供・伝達体制の整備

避難勧告等の情報を市民等へ伝達できるよう、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備を図る。

市は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うにあたっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3 要配慮者等への情報提供体制の整備

要配慮者等への適切な情報提供を行うため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備に努める。情報提供の在り方については、多様なニーズを把握した上で実施する。

また、聴覚障害者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど体制の整備に努める。

なお、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅と

して供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

4 市の保有する情報の安全管理

市が所有するコンピューターシステムについては、災害時における市の業務継続のため、また、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等

情報及び測量図面、情報図面等）の消失を防ぐための総合的な整備保全、並びにバックアップシステム（分散保存等）の整備に努める。

第3 広域応援体制の整備

市は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

市は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町との間の相互応援協定を締結する。また、市は、県外の市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施するとともに、市は災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関の連携強化

警察署及び消防本部との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。警察署は、広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

4 受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、本地域防災計画等に受援計画を位置づける。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要請の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を定め、迅速かつ確実な応急対策を実施する。

5 広域応援拠点等の整備

県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。

6 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

＊資料編 6-1 応援協定等一覧表

第4 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等の習熟

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、関係各課は、日頃から災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等に習熟する。

2 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

3 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの整備に努める。

第5 二次災害の防止体制の整備

1 震災消防体制の整備

市は、消防本部と連携し、二次災害を最小限に抑えるため、消防体制及び相互応援体制の強化を推進する。

2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町職員OB等）の登録等を推進する。

また、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連絡体制の整備を図る。

3 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

また、津波による浸水が想定される対象危険物施設の関係者は地震、津波に対する認識を高め、津波対策を含めた予防規程の策定を推進する。

第6 避難体制の整備

市は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備、避難経路の整備、避難体制の整備、避難場所・避難経路の周知等を推進する。

1 避難施設の定義と基本的な考え方

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害の恐れのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、被害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉指定避難所を指定する。

■指定避難所等の区分

区 分	考 え 方
避 難 所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難者を緊急的に収容し、又は家屋が損壊して住む場所がないものを、ある程度の期間避難生活を送ることができる既存の施設であり、小・中・高等学校、市が管理する公民館及び公園等である。
福 祉 避 難 所	避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等をいう。
避 難 経 路	指定緊急避難場所へ通じる道路又は緑路であって、避難圏内の住民を当該指定緊急避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

※ 資料編 2-3 指定緊急避難場所

※ 資料編 2-4 指定避難所

※ 資料編 2-5 福祉避難所

※ 資料編 2-6 福祉施設

2 指定緊急避難場所等の指定基準

■指定緊急避難場所の指定基準

管 理 条 件	○ 災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること ○ 居住者等の受入れの用に供する場所について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難経路上に支障が生じることがないようにすること。
立 地 条 件	○ 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該指定緊急避難場所が立地していること

構 造 条 件	○ 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃等の事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること。 ○ 当該指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち洪水等についてはその水位よりも上に避難上有効なスペースがあること
その他地震を 対象とする 指定緊急 避難場所	○ 上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと - ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること - イ 当該場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと

■指定避難所の指定基準

○ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること ○ 速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること ○ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること ○ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的安易な場所にあること

＊ 指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、当該変更の内容を記載した届出書を市に提出、届け出るものとする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供及び感染症対策に伴う関連資材の準備、その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するほか、施設等の耐震性等の安全性を確保する。

また、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

また、必要に応じ指定避難所における家庭動物（ペット）のスペース確保に努める。

■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド
- 非常用照明施設、非常用電源
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等、高齢者等の要支援者、女性や子育て家庭等の多様なニーズに配慮した施設
- 換気、照明等
- 段ボールベッド、間仕切り、検温器、手指消毒用アルコール等各種感染症対策に配慮した準備並びに専用スペースの設置等による社会的距離の確保

(4) 避難情報に応じた指定避難所の開設

避難指示等が発令されていない地域において、住民が自主的に避難する場合は、1次的な避難所である町内会・自治会公民館及び近傍の施設等を用いる。

(5) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者に対しても食料等必要な物資の配分、保健士等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの促進、正確な情報の伝達により生活環境の確保が図られるよう努める。

4 避難経路、標識等の整備

(1) 市避難経路の整備

市は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要な避難経路となる幹線道路及び生活関連道路等の整備に努める。

■避難経路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難経路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識等を設置する。

(2) 標識等の整備

市は、指定緊急避難場所および指定避難所となる施設等の周知を図り、住民の適切な避難行動につなげるため、指定緊急避難場所及び指定避難所に標示看板を設置する。

5 避難・誘導体制の整備

市は、災害の発生又は発生の恐れがある場合において、市民等が迅速かつ円滑な避難行動がとれるように段階に分けた「警戒レベル」を運用して、避難情報と行動の対応を明確化するとともに、「避難誘導マニュアル」を有効に活用して避難誘導体制の整備を推進する。

この際、関係団体、関係機関、施設管理者及び自主防災組織等と協力して連携を強化する。

(1) 避難情報等に関するマニュアルの整備

避難指示、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下、「避難のための安全確保措置」という。）、避難指示・高齢者等避難について、「避難情報等に関するガイドライン」

を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「島原市避難情報等に関するマニュアル」を整備するとともに、随時見直しを行う。

また、高齢者等の要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることが出来るような高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

① 消防団、関係機関及び自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導體制を整える。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

■避難誘導體制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の連絡体制の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

② 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所となる施設等の周知を図り、住民の適切な避難行動につなげるため、指定緊急避難場所及び指定避難所に標示看板及び避難経路の主要な場所に避難誘導案内板を設置する。

(3) 指定緊急避難場所管理体制の整備

指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

(4) 指定避難所管理・運営体制の整備

① 災害時に指定避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、町内会自治会長、自主防災組織等と協力して男女共同参画の視点等への共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。

なお、指定避難所の開設・運営においては、「島原市指定避難所開設・運営マニュアル」のとおりとし、指定避難所となりうる民間施設等の管理者等に対しても可能な範囲において協力を求めるとともに、男女共同参画の視点に基づく運営に努める。

また、町内会組織（男女で構成）等災害ボランティア団体に災害時の指定避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。

また、町内会組織（男女で構成）等災害ボランティア団体に災害時の指定避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。

■指定避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
 - 避難者カード等、指定避難所運営に必要な書類を整備する。
 - 避難所のスムーズな運営のために、「島原市指定避難所開設・運営マニュアル」に基づき、各避難所に備付けて運営体制を整備する。
- ② 大規模災害時には、多数の避難者の発生や避難施設の被災により、既存の指定避難所では不足することが予想されるため、代替え手段として宿営テント等の構築により迅速な対処体制を推進する。
- ③ 市は、指定避難所のライフライン復旧に時間を要すると見積もられる場合や道路の途絶により孤立化が続くと予想される場合は、原則として指定避難所を開設しない。

6 指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際は公示するとともに、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路等の周知を図る。

7 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図るとともに学校等の施設に於いては警戒レベルにおける登校の可否等も含め、事前に施設等と協議し、計画を作成するものとする。

また、病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

8 広域のかつ多機能的な避難所の整備

市は、雲仙普賢岳の溶岩ドーム崩壊時及び火山噴火災害時の大規模災害時における多数の避難者に対応するための2次的な避難所として、また、他市からの避難者の受け入れのため広域的な避難所並びに大規模災害時に多数の遺体が発生した場合の遺体安置所として、島原市霊丘公園体育館・弓道場並びに霊丘公園一帯を広域・多機能的避難所として整備する。

＊資料編 2-3 指定緊急避難場所

＊資料編 2-4 指定避難所

第7 要配慮者等安全確保対策

市は、指定避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

■要配慮者対応留意点

- 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
- 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。

- 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結することに等により、相互協力体制を確立する。
- 地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

1 地域における避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

(1) 要配慮者の所在の把握と避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

② 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

③ 避難行動要支援者の避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

④ 情報伝達体制の確立

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

⑤ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進める。

⑥ 避難行動支援に係る共助力の向上

市は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

(2) 要配慮者支援体制の整備

市は、要配慮者の分布を把握し、地域住民や自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、

平常時における防災知識の普及啓発、災害時における避難指示等の情報伝達、安否確認、救助活動、避難誘導を行うなど、行政と地域社会が連携して、要配慮者の避難を支援する体制づくりを推進する。

また、災害の発生時間は事前に特定できないため、夜間等考える最悪の場合にも対応できるよう、特に避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

(3) 避難行動要支援者の避難支援における重要事項

市は、当該地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援について全体的な考え方（全体計画）を整理し、重要事項を下記のとおり定めるものとする。

① 避難支援等関係者となる者

市は、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援等関係者を定めるものとする。

② 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

○ 島原市に住所を有し、下記に挙げる者のみで構成された世帯に属する者をいう。

ア 高齢者（75歳以上）のもの

イ 要介護3以上の認定を受けているもの

ウ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持するもの

エ 療育手帳A1、A2を所持するもの

オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持するもの

カ 上記以外で地域の支援者が支援を必要と認めたもの

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めた時は、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

④ 名簿の更新に関する事項

ア 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化していることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要請者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、各種情報を最新の状態に保つこと

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知することが適切である。

⑤ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿体制の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること。

- イ 市の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように指導すること
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者の個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- エ 施設可能な場所に、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱いに関する研修を開催すること。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- ア 市長は、災害に関する予報もしくは警報の通知を受けた時自ら災害に関する予報もしくは警報を知った時は、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けた時において必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- イ 市長は、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難するための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

- ア 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をその保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 市長は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。
- ウ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
- エ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(4) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する緊急通報システムの充実、強化を図る。

また、一般住宅防火指導の中で、障がい者に対して防火機器の設置を促進する。

(5) 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路の防災基盤の整備を図る。

2 社会福祉施設等の対策

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。市は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ指導・助言その他の支援を行う。

■社会福祉施設等の安全確保

- 市は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。
- 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
- 施設の管理者は、非常用食糧（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
- 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
- 施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。

3 外国人等への支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、指定緊急避難場所・指定避難所の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(3) 旅行者への支援対策

市は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な指定緊急避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者や関係団体と連携し、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

4 観光客及び旅行者への支援対策

市、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- (1) 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる標示とする。
- (2) 旅館・ホテル等の観光施設等の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
- (3) 観光客・旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。
- (4) 観光客への情報提供のために、今後導入が予定される災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム(iBeaconとスマートフォンアプリを活用した児童情報提供システム)の活用を図る。

5 要配慮者への防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉指定避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

6 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

7 女性、子育て家庭に対する対策

(1) 組織体制の整備

市は、男女のニーズの違いや女性・子育て家庭に配慮するため、地域住民や自主防災組織の育成・指導を通じて、女性・子育て家庭を支援する体制づくりを推進する。

(2) DV等被害者に対する情報管理

市は、DV・ストーカー行為、児童虐待により被害を受け、又は受けるおそれがある場合、当該者の個人情報の管理を徹底することに努める。

第8 帰宅困難者支援体制の整備

市は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 一時滞在場所の提供

市が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容が可能な場所を迅速に提供できる体制を整備する。

3 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第9 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。市は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

4 医療機関との連携体制の整備

市及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第10 医療救護体制の整備

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

市は、県及び保健所と連携し、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

■医療施設の安全確保

- 医療施設における耐震性その他の安全性を確保する。
- 医療施設の施設や設備等の常時点検を行う。
- 医薬品等の備蓄を推進する。
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行う。必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行う。津波浸水のおそれのある地域においては、必要に応じて、町内会自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て避難等安全確保の方法を定める。
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 体制の整備

市は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

(2) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県内に2箇所、「地域災害医療センター」14箇所を令和元年度に指定しており、これを受けて災害拠点病院の機能強化を図る。

(3) 医療機関の防災マニュアルの作成

すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。

3 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、医療機関、医薬品等関係団体、長崎県医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

市は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等 供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

(4) 車中泊する避難者等への処置

車中泊する避難者への発症が懸念されるエコノミークラス症候群に対して避難者への注意喚起や巡回診療等をもって医療救護体制を推進する。

第11 交通・輸送体制の整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

(1) 緊急輸送路の設定

県が指定する緊急輸送路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

■緊急輸送路の指定目安

県が指定した緊急輸送路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 市庁舎 | ○ 自衛隊駐屯地 |
| ○ 救護所設置予定場所 | ○ 臨時ヘリポート |
| ○ 搬送先病院 | ○ その他地域拠点施設 |

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平時から警察署及び関係機関と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、あらかじめ建設事業者団体との間で協定等を締結して、緊急輸送路の啓開作業に必要な人員、資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送路の周知

市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るとともに、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送路及びその沿道の建築物等の耐震性の確保に配慮する。

2 輸送車両等の確保

市は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

また、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 緊急通行車両の事前届出

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

※ 資料編 2-10 市公用車保有台数

※ 資料編 12-9 緊急通行車両事前届出書

4 物資集配拠点の整備

サービスエリア、パーキングエリア及び道の駅等の活用により、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。また、受入れ拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

※ 資料編 2-14 災害物資集配拠点

第12 防災施設・資機材等の整備・充実

1 災害対策本部の空間・機能の整備

市は、災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波等の各種災害に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備及び非常食の備蓄を行い、本部設置の決定後直ち

に使用できる状態にしておく。

さらに、市は、市庁舎が被災し使用できない場合にも、災害対策本部が独立して機能できるよう、非常用電源設備や主要な情報システム及びデータの代替・バックアップの確保に努める。

2 防災拠点施設の整備・充実

市は、大規模災害時における地域の災害対策活動・機能（救援・救護、復旧活動、災害ボランティア活動、がれき等の仮置き場等）の拠点となる市役所本庁舎などの防災拠点施設の整備・充実を図る。

なお、防災拠点の一つとして道の駅を活用するものとし、その機能の維持・強化に努める。

■各種防災拠点

役 割	○ 災害対策本部機能 ○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	○ 災害対策本部機能の維持 ○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設 ○ 臨時ヘリポート ○ 要配慮者等の指定避難所 ○ ボランティア等の活動拠点 ○ がれき処理のための仮置場

3 ヘリポートの指定・整備

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。

市は、ヘリコプター離着陸地及びヘリコプター離着陸適地について県、自衛隊及び消防本部等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地性の検討を行い、必要により見直しをする。

市は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、県、自衛隊等関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

※ 資料編 2-11 ヘリコプター離着陸適地一覧

4 装備資機材等の点検・整備の充実

市及び消防本部は、災害応急対策に必要な資材、器材の機能を有効適切に発揮できるように、常時それら資器材の点検整備を行い、数量を確保しておく。特に、災害シーズン期間中は、応急対策用資材として、土のう袋約 10,000 袋を確保するとともに、必要に応じ、縄、針金、及び杭等を整備する。

その他、災害発生に伴う復旧用資材、防疫用資材及び薬品資材等については、関係業者との連携を図る。

※ 資料編 2-1 装備資機材

5 備蓄物資の整備

市は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、備蓄個別計画を策定し、備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

※ 資料編 2-16 資機材の備蓄状況

6 被害情報等の収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

7 惨事ストレス対策

市は、救助・救急、医療又は消火活動等に伴う職員等の惨事ストレス対策への実施に努める。

8 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第13 物資等の調達、供給体制の整備

1 協定の締結及び物資供給事業者等の協力依頼

市長は、その所掌事務又は業務について、物資供給事業者等(災害応急対策又は、災害復興に必要な物資もしくは資材又は、役務の供給又は、提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下同じ)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他、円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずる。

2 給水体制の整備

震災時は広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により、水道水の汚染や断水が予想されるため、平常時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備による被災時の給水の確保や復旧のための体制づくりを進める。

(1) 給水用資機材の確保

市は、水道事業者と連携し、必要な給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

(2) 危機管理体制及び水道施設の応急復旧体制の整備

市は、水道事業者と連携し、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備を図る。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結するなど応急復旧体制の整備を図る。

(3) 災害時への備えに関する啓発・広報

市は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3ℓ/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

3 食糧供給体制の整備

市は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食糧の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備

指定緊急避難場所・指定避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図るとともに、野外炊飯に備えて炊飯器具を備蓄・確保することを検討する。

(2) 食糧の備蓄

① 食糧の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。この場合、高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、

市民に対し、3日分相当の食糧の備蓄を行うよう啓発を図る。また、事業所内においても最低3日間の水や食糧などを出来るだけ企業備蓄することを要請する。

② 食料備蓄数の考え方(目標数値)

被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者3日分を目標に備蓄(流通備蓄を含む)に努める。

(下記算定式参照)

〔備蓄量算定式〕： 備蓄目標量： 全人口×5%×3日分(1日2食)

(3) 災害時民間協力体制の整備

食糧関係業者(弁当等)及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

また、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、(一社)長崎県LPガス協会やガス事業者との間で協力体制を整備する。

4 生活必需品等の供給体制の整備

生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、市は、市場流通がある程度回復するまでの間の物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活物資の備蓄

生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される

高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に特に配慮する。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、市民に対し、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

生活物資等関係業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

5 医薬品等の供給体制の確保

市は、県と連携し、災害等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保する。

6 血液製剤確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

7 資機材供給体制の整備

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所・指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の機材が必要となるため、市は迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、事業者の保有量を把握した上で、備蓄個別計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 機材の備蓄

機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

(2) 災害時民間協力体制の整備

レンタル機材業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

8 義援物資の受入れ体制の整備

市は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受け入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第14 住宅の確保体制の整備

1 空家住宅の確保体制の整備

市は、公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供を図る。

また、民間賃貸住宅の借り上げを円滑にするために、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ選定した住宅建設に適する建設用地の建設候補地台帳を作成・更新する等、供給体制の整備を図る。

※ 資料編 2-15 仮設住宅建設可能用地

第15 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理するために、市の災害廃棄物処理計画に基づき、必要な体制を整備する。また、市は、災害時におけるごみの仮置場の候補地から選定を行う。

2 し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

市は、関係機関及び業者等との密接な連携を図るとともに、職員への教育により処理要領に習熟させる。

また、災害により発生したし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

市は、災害時に指定避難所、住宅地内で浄化槽が使用できない地域に迅速に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者等との協力関係を整備する。

(3) 素掘用仮設トイレの整備

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用トイレの整備を推進する。このため、素掘用トイレの仕様書の作成、資機材の種類、数量の把握、消毒方法等の検討を行う。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理要領への習熟と処理体制の整備

市は、関係機関及び業者等との密接な連携を図るとともに、職員への教育により、処理要領を習熟させる。

また、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

さらに、市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害時におけるがれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

(2) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・災害廃棄物の収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。また、し尿・災害廃棄物の処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第16 保健衛生・防疫体制の整備

1 保健衛生・防疫に係る防災体制の整備

市は、県と連携し防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の保健衛生・防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平常時からその確保に取り組む。

第17 業務継続計画の整備

災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するために優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確保する。

また、訓練等を通じて計画の実行性等を検討し、把握された問題点について計画を見直すなど継続的な改善を図るものとする。

■業務継続計画の体系

- 第1 計画の基本的な考え方
- 第2 被害想定
- 第3 非常時優先業務の概要
- 第4 業務継続のための執行体制の確保
- 第5 業務継続のための執行環境の確保
- 第6 継続的な改善

第18 複合災害予防計画

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 職員・資機材の投入判断

市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入を適切に判断する。

また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害毎の対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19 災害復旧・復興への備え

1 各種データの整備・保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋蔵物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。